構造設計特記仕様 [※沖縄県土木建築節「構造計画・施工計画の留意事項」(平成25年4月)に準ずる。 構造設計特記仕様と差異がある場合、「構造計画・施工計画の留意事項」を優先する。

※修正箇所は下線を引くこと 適用は ■ 印を記入する。

1. 建築物の構造内容

(1)	建築物の概要		
	建築場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 他4筆	
工事種別		新築	
構造種別		鉄骨造	
	階 数	地上 2階	
	增築計画	無し	_

X 方向ルート 1-2 , Y 方向ルート 1-2

構造一級建築士の関与 □必要 ■必要としない

2. 使用建築材料・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート

構造計算ルート

(レディーミクストコンクリート JIS Q 1001、JIS Q 1011、JIS A 5308)										
適用箇所	種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	品質基準強度 Fq(N/mm²)	暑中における強度 Fq(N/mm ²)	スランプ (cm)					
基礎・基礎梁	■普通	24	27 30		15					
外構・土間コン(FS)	■普通 □軽量	21	_	_	15					
捨てコンクリート	■善 善	18	_	_	15					

※土間スラブ(S.CS)は、各階コンクリート強度によること。

細骨材の種	類	■砂	□山砂	□人工	
粗骨材の種	粗骨材の種類		□砕石	□人工	
水の区分		■JIS A 5308	□水道水	□地下水	□工業用水
圧縮強度試験	試験材齢	■28日	□ 56日	□91日	
江 船 蚀 及 武 映	養生方法	■現場水中	□現場封かん	□標準	

■ 水セメント比は50%以下とする。

- スランプについては15cm以下を標準とし、十分締め固めが行える範囲でできるだけ小さい値とする。 ただし、高性能AE滅水剤や流動化剤等の混和材料を用いて施工する場合はこの限りではない。
- 混和材料の使用は、JIS A 5308 に準じたコンクリート配合計画書による。
- 日平均気温の平年値が25°を超える期間に打ち込むコンクリートの呼び強度は、設計基準強度(FC)
- に構造体強度補正値(S)の6N/mm2を加えた値以上とする。

(2) コンクリートブロック (JIS A 5406)

□ A種 □ B種 □ C種 厚 □ 100 □ 120 □ 150 □ 190

種類	径	使用箇所	継手工法
SD295	D10~D16	構造図参照	重ね継手
☐ SD345	D19~D25	構造図参照	□ 圧接継手
□ SD390			
SBPD1275/1420			
☐ SR235			
	SD295 SD345 SD390 SBPD1275/1420 SR235	SD295 D10~D16 SD345 D19~D25 SD390 SSPD1275/1420 SR235	■ SD295 D10~D16 構造図参照 □ SD345 D19~D25 構造図参照 □ SD390 □ SBPD1275/1420 □ SR235

※各継手の使用詳細については、本仕様5.(2)鉄筋の項の鉄筋の継ぎ手等参照とする

(4) 鉄 骨

	1					
使用箇所			種類			現場溶接
柱	☐ BCR295	☐ BCP235	☐ BCP325	STKR400	☐ STK400	□有■無
大梁	SS400	☐ SM400	☐ SN400B	STKR400		□有■無
二次部材	SS400	S\$490	STK400	STKR400		□有■無
ベースプレート	☐ SN490 B	□ SN490 C	☐ SM490 A	S\$400		□有■無
_\X\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						□有 □無
ダイアフラム	☐ SN490 B	□ SN490 C	□ SM490 A			□有 □無
溶接材料	JIS Z					

(5) ボルト

	種類					
	■F10T(JIS B1186)					
高力ポルト	■S10T 大臣認定番号(※MBLT-0125同等品)					
	■F8T 大臣認定番号(※MBLT-0050同等品)					
ボルト	■中ポルト(JIS B1180)					
	■SS400 (ダブルナット締め)					
アンカーボルト	□ ABR490 (ダブルナット締め)					
頭付スタットボルト	□ φ = 16,19 L= 80mm 使用箇所 (構造図参照)					
頭Nスダット小ルト	□ φ = 16,19 L = 120mm 使用箇所 (構造図参照)					

(6) 屋根 床 壁

材 種	使用箇所	型式・構法
折 版	■屋根 ■庇	t0.6(h88)
デッキプレート(JIS G 3352)	□床版 □庇	
フラットデッキ	□床版 □庇	
角波GL鋼板	□ 外壁 □	
サイディングボード	□ 外壁 □	
ALC(JIS A 5416)	□外壁 □	

3. 地

(1) 地盤調査資料と調査計画

■有 (■敷地内 □近隣)

□無 (調査計画 □有 □無)

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング・標準貫入試験			静的貫入試験			物理探査	0	
水平地盤反力係数の測定			土質試験			液状化判定		
試験掘(支持層の確認)			平板載荷試験			PS検層		
スエーデン式サウンディング			現場透水試験					

- 注) 上記表中の資料が有るもの、調査計画があるものに〇を記入する。
- (2) 地質調査結果 (S-12参照)

4. 地業工事 (1) 甘 珠

(Ⅰ) 基 啶		
	種別	□独立基礎 □ 布基礎 □ べた基礎
	支持層	_
■直接基礎	長期許容支持力度	(基礎下Lqa = 100kN/m ²)
	試験堀	┃ ■ 有 □ 無
	載荷試験	│ □ 有 ■ 無
	種別	┃□コマ基礎 □ラップルコンクリート地業 □深層混合処理工法
	支持層	()
□地盤改良	長期許容支持力度	()
	載荷試験	│ □ 有 □ 無
		※「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」参考
	種別	│□鋼管杭 □既製コンクリート杭 □場所打ち杭
	工 法	()
□杭基礎	支持層	()
☐ 171. ZES WE	長期許容支持力度	()
	杭仕様	□施工計画書承認 □杭施工結果報告書
	試験杭	│ □ 有・□ 無 (□ 打込み・□ 載荷・□ 孔壁測定)

※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年度版」抜料

1)地業工事に用いる材料は、所定のものであること。 2)地業の位置、形状及び寸法は、上部の構造物に対して有害な影響を与えないものであること。 3) 地業は、所定の支持力を有するものであること。

4.1.3.施工一般

7.1.0.元上 旅 リエ事現場において発生する騒音、振動等により、近隣に及ぼす影響を極力防止するとともに、 排土、排水、油滴等が、飛散しないように養生を行う。また、排土、排水等は、関係法令等に 基づき、適切に処理する。

奉つさ、週切に処理する。 2)杭の施工に当たり、随時、杭心の位置を確認する。 3)設置された杭には、有害な衝撃、荷重等を与えない。 4)地中埋設物等については、3.2.1[根切り](2)から(4)までによる。 5)施工状況等については、随時、監督職員に報告する。

2節 試験及び報告書

a)工事の適切な時期に、設計図書に定められた杭又は支持地盤の位置及び土質について、この 新に示す試験を行い、その結果に基づき、支持カ又は支持地盤の確認を行う。 b)試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

5. 鉄筋コンクリート工事 (施工方法等計画書)

本構造設計特記仕様はコンクリートの設計基準強度(Fc)が 48 N/mm²以下に適用し、鉄筋の材種は SD390 以下に適用する。

(1) コンクリート

■コンクリートは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認定工場の製品とし

■セメントは、JIS K 5210 の普通ホルトフントセメントを標準とする。 調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、 管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。 フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センター の技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに

の投資計画とフトに向足師を行いて行る。 撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。 測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一資料か

を取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。 ■構造体コンクリートについて現場の圧縮強度試験方法はJASS 5T - 603によることとし、供試体は 現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。 また、打込み量が 150 m3を超える場合は 150 m3ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。

一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。尚、供試体の数量は、特別指示なき場合は、1回当り6本以上とし、そのうち4週用に3本を用いる。 ■ポンブ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由 落下高さはコンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリートび送技士 または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔 の限度は、外気温が 25 ℃未満の場合は 150 分以内、25 ℃以上の場合は 120 分以内とする。

■コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下回らないようにする

・JASS 5 「7節 コンクリートの運搬・打込みおよび締固め」抜粋 ■コンクリートは、その種類・品質および施工条件に適した方法により、分離、漏れおよび品質の変化ができるだけ少ないように、荷卸し地点から打込み地点まで運搬する。 ■コンクリートの打込みおよび締固めは、コンクリートが均質かつ密実に充填され、所要の強度・耐

久性を有し、有害な打込み欠陥部のない構造体コンクリートが得られるように行う。■打継ぎ部の位置・形状および処理方法は、構造耐力および耐久性を損なわないようなものとする。

・JASS 5 「8節 養生」抜粋 ■コンクリートは、打込み終了直後からセメントの水和およびコンクリートの硬化が十分に進行するまでの間、急激な乾燥、過度の高温または低温の影響、急激な温度変化、振動および外力の悪影響

■施工者は、養生の方法・期間および養生に用いる資材などの計画を定めて、工事監理者の承認を受

(2) 鉄 筋

■鉄筋は JIS G 3112 の規格品を標準とする。施工は、標準図に記載されている事項を除き、コンク コンクリートと同様に、JASS 5 による。

コンノ、「こい間はに、いからりによる。 ■高族度 人財補強筋は、JIS 6 3137 に限定されるD種1号適合品とする。 ■鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)(2)」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)(2)」による。

	継手の位置等の設計条件に		
鉄筋継手方法	(1) 引張力最小部位	(2) (1)以外の部・	位(注) 鉄筋の径
		A級 B級 S	A級
重ね継手	40d 35d ()d		■ D (16)以下
圧接継手	告示1463号第2項各号		■ D (19)以上
溶接継手	告示1463号第3項各号		D()以上
機械式継手	告示1463号第4項各号		D()以上

注) (1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協 会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって 『鉄筋継手使用基準(建築物の構造関係技術基準解説書 2007)』によって検討した部材の条

件・仕様によること。 ■ D19 未満は、すべて重ね継手とする。

■ 総手部分の施工要領は、社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」(ガス圧接継手工事、 溶接継手工事、機械式継手工事)による。 継手部の検査方法:・外親検査 ■ 有 □無・引張試験 □ 有 □無・超音波探傷試験 ■ 有 □無 ガス圧接部分の検査を超音波探傷試験によって行う場合、1ロットは同一作業班が同一日に作業し

た圧接筒所で 200 筒所程度とする。 に正接回別で 2000 回別程度とする。 ■ 柱の帯筋(h00P)の加工方法は、■ H型(タガ型) □ W型(溶接型) □ S型(スパイラル型)とする。 □ コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」 第4条の試験機関で行うこと。

試験・検査機関名

代行業者名 代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。

(目) 5℃未満

5. ON/mm²

■ 材料 合板厚 12 mm を標準とする。 ■ 型枠存置期間 ■施工 JASS 5 による。

基礎、はり側、柱、壁 スラブ下、はり下 能ポルト 普通ポルト 早強ポルト 普通ポルト 普通ポルト セメント 普通ポルト ランドセメント ランドセメント ランドセメント ランドセメント ランドセメン の種類 ンドセメン 信セメント 高恒セメント 高炉セメント 普通ポルト ノリカセメン シリカセメン シリカセメント 高炉セメント シリカセメン 2 5 28

10 16

注) 1 片持ばり、庇、スパン9. 0 m以上のはり下は、工事監理者の指示による。注) 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。注) 3 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。注) 4 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。注) 5 支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注) 6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱(大梁の支柱を除く)の盛りかえ

注) 7 支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動又は

6. 鉄骨工事 (施工方法等計画書)

(1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による

■日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」

■ は、日本産業子会、 3 へ3 らり、 から情な後生金半」、からエデスをおけます。 ■ 社)日本網構造協会「建築鉄骨工事施工指針」 ■ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合世継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

(2) 工事監理者の承認を必要とすもの

■製作工事 ■製作要領書 ■工作図 |認定または登録工場(大臣認定 S H M R J グレード

■ 鉄骨制作工場の指定がない場合は、請負者が選定した適切な鉄骨製作工場について、加工能力等が

■ 吹すめドエ場の旧たかない場合は、前具白か迭定した週別な飲育まドエ場に プル 特記された文書等を確認し、監理者と協議の上決定すること。 特記事項は、「建築工事監理指針(上巻)7.1.3 鉄骨製作工場」を参照とする。 ■ 材料規格証明書※、または試験成積書 ■ 鋼材 ■ 高カボルト □ 頭付スタッド ※社)日本興用進協会「建築構造用類材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。

■社内检查表

(□ 印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること) □組立 · 開先検査 ■製品検査

(4) 接合部の溶接は下記によること

(3) 工事監理者が行う検査項目

■ 平成12年建設省告示第1464号第二号イ、ロ ■ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説 I、II、II、IV、V、VI、VI、VII、IX」 ■ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針 工事現場施工編」

(5) 接合部の検査

■ 溶接部の検査(検査結果は後日工事監理者に報告すること)

検査簡所	検査方法	検	査率又は検査	備考	
快直面別	快宜刀広	工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者	V# ≁5
完全溶込み溶接部	外観検査(※)	100%個	10%個	100%個	※超音波探傷試験
(突合せ溶接)	超音波探傷試験	100%個	20個/1ロット	0%個	A0QL4.0%,第6水準により、
	内質 検査 一硬さ試験	%個	%個	%個	ロットの大きさは220以下と
	(注) 示温塗料塗布	%個	%個	%個	する。
	マクロ試験・その他	個	個	個	(「公共建築工事標準仕様書」
隅肉溶接部	外観検査(※)	100%個	10%個	100%個	平成31年版に準じる)
第三者検査機関名			(都知事登録	号)	

第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を付きせるために自ら契約した検査会社をいう。 注 1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷 検査を100%行うこと

注2) 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること

■ 高力ボルトの検査(検査結果は後日工事監理者に報告すること) 軸力導入試験 □ 要 ■ 否 高力ボルトすべり係数試験 □ 要 ■ 否 ■ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認

■ トルシヤ形高カボルトは二次締め後、ピンテールが破断していることを確認する。

(6) 防錆塗装

■防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。

■ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ

錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。

(7) 耐火被覆の材料 □ 7. 設備関係

建築設備の構造は以下の構造耐力上安全な構造方法を用いて、建築基準法施行令第129条の2 の3の規定に適合すること。

■建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。

に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。 □煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とする

■設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されて

■ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ■ エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。

■ 特記以外の梁貫诵孔は原則として設けない。 ■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上 かつ5cm以上を原則とする。

8. その他

■諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。

■各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。

■必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

	工事名称 沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事							工事年度		令和7年度									
	工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2						図	図面名称 構造設計特記係			構造設計特記仕様								
	発注機関 沖縄県中央児童相談所				縮	縮尺一			_										
	適	要						図	面	番号		S- 01							
			管理建築士	設	計	製	図	設	1	ጀ	称	株式会社 宮平設計							
		印	fi													Ì	資格者氏	名	一級建築士 徳村 泉
5	検			計者		登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号											
					18	Ē	听 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号										

有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一 一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号

構造設計一級建築士 第 9036号

15 28 28 設計基準強度の

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)

構造関係共通事項

総 1 適用範囲

- (a) 構造関係共通図(配筋標準図)は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における 鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。
- (b) 構造関係共通図(鉄骨標準図)は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における鉄骨の加工、
- (c) 構造関係共通図 (配筋標準図、鉄骨標準図) 以外については、図面及び監督職員の指示による。

2 優先順位

- (a) 設計図書間で配筋方法に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
- 1. 建築工事特別什样書(權洛関係)

- 1. 短来工事付記工作者(精進資際) 2. 図面 2-1 下記2-2以外の図面 2-2 構造関係共通図(配筋標準図、鉄骨標準図) 3. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標単仕様書(建築工事編)(平成22年版) (以下「標仕」という。)

(a) 異形鉄筋の径(本文、図、表において「d」で示す。)は、呼び名に用いた数値とする。 (b) 長さ、厚さの単位は、特記なき限りmmとする。

構造関係共通図 (配筋標準図)

1 一般事項

- (a) 鉄筋は、設計図書に指定された寸法及び形状に合わせ、常温で正しく加工して組み立てる。

2 加工

- (a) 鉄筋の切断は、シヤーカッター等によって行う。

- (b) 次の部分に使用する異形鉄筋の天端部にはフックを付ける。 (1) 柱の四隅にある主筋(図2.1の●)で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合 (2) 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端(図2.1の●)にある場合(基礎梁を除く)
- (3) 煙突の鉄筋 (壁の一部となる場合を含む)
- (4) 杭基礎のペース筋 (5) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

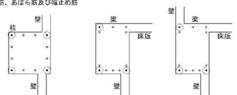


図2.1 異形鉄筋の末端部にフックを付ける場合

(c) 鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、表1による。

			折曲げ内法直径	(D)
折曲げ	折曲げ図	SD295A SD295B,	SD345	SD390
角度	91 m (7 kg	D16 以下	D19 ~D38	D19 ~D38
180°	d##			
135°	d + D)			
90°	Salar L	3d以上	4d以上	5d以上
135° 及び 90° 幅止め筋)	## [

- (注) 1. 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用 いる場合は、会長を4d以上とする。
 - 2. 90° 未満の折曲げの内法直径は構造図による。

3 組立

鉄筋の組立は、鉄筋総手部分及び交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束し、適切な位置にスペーサー R金物等を使用して行う。 なお、スペーサーは、転倒及び作業荷重等に耐えられるものとし、スラブのスペーサーは、原則として、 鋼製とする。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

4 継手及び定着

- (a) 鉄筋の越手は重ね越手、ガス圧接越手、機械式越手又は溶接越手とし、適用は特配による。 (b) 鉄筋の越手位置は、特配による。 (c) 鉄筋の重ね継手は、次による。

- なお、径が異なる状態の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。 (1) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。耐力壁の鉄筋の重ね継手の 場合、特記がなければ、40d (経量コンクリートの場合は50d) と表2の重ね継手長さのうち大きい
- (2) (1) 以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表2による。

表2 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の 種類	コンクリートの 設計基準強度 F c (N/mm ²)	L ₁ (フックなし)	L1h (フックあり)
	18	45d	35d
	21	40d	30d
D295A D295B	24, 27	35d	25d
DZSOD	30、33、36	35d	25d
	18	50d	35d
	21	45d	30d
SD345	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
	21	50d	35d
SD390	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

L1 、L1h: フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ フックありの場合のLinは、図Iに示すようにフック部分 Lを含まない。 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5 d を加えたものとする。



図1 フックありの場合の重ね継手の長さ

(d) 隣り合う継手の位置は、表3による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特配による。



(e) 鉄筋の定着は、次による。

- (1) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、表4により、適用は特配による。 (2) (1) 以外の鉄筋の定着の長さは、表4により、適用は特配による。

柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さは、「S-06.2]による。

梁、耐力壁の鉄筋の定着長さは、打増し部分を除いて算定する。

鉄筋の	コンクリートの	フックあり									
種類	設計基準強度	Li	Lg	La		Lin	Lab		Lah		
1000	Fc(N/mm ²)		-2	小梁	スラブ	-1.h	-25	小梁	スラブ		
	18	45d	40d			35d	30d				
SD295A	21	40d	35d			30d	25d				
SD295B	24, 27	35d	30d	1		25d	20d				
	30, 33, 36 35d 30d	25d	20d	1							
	18	50d	40d		10d かつ	35d	30d				
SD345	21	45d	35d	20d	150mm	30d	25d	10d	-		
30343	24, 27	40d	35d	1	以上	30d	25d				
	30, 33, 36	35d	30d	1		25d	20d				
	21	50d	40d			35d	30d				
SD390	24, 27	45d	40d			35d	30d				
	30, 33, 36	40d	35d	1		30d	25d	î			

- (注) 1. L₁、L₁、2、以外のフックなし直線定着の長さ及びフックあり直線定着の長さ 2. L₂、L₂、:割裂破壊のおそれのない箇所へのフックなし直線定着の長さ及びフックあり 直線定着の長さ。
- 直線定着の長さ。
 L□: 小果及びスラブの下端筋のフックなし直線定着の長さ。ただし、基礎制圧スラブ及びこれを受ける小果は除く。
 L□: 小果の下端筋のフックあり直線定着の長さ
 フックあり定着の場合は、図2に示すようにフック部分を含まない。また、中間部でのはたければないます。
- 折曲げは行わない。
 6. 軽量コンクリートを使用する場合は、表4の値に5dを加えたものとする。

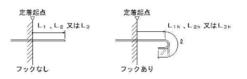


図2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

- (3) 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表4のフックあり定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、図3により、次の(I)、(II) 及び(III) を全て満足するものとする。(I) 全長は、(a)(1)以は(a)(2)の直線定着長さ以上とする。(II) 余長は8位以上とする。
- (iii) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは、表5に示す長さとする。ただし、梁主筋の 柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする

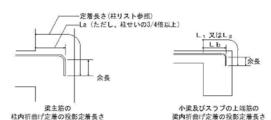


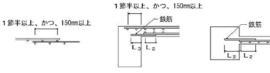
図3 折曲げ定着の方法

** ********

鉄筋の 種類	コンクリートの 設計基準強度 Fc(N/mm ²)	La	Lb
	18	20d	15d
SD295A	21	15d	15d
SD295B	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
	18	20d	20d
SD345	21	20d	20d
50345	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	1 5d	15d
	21	20d	20d
SD390	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片符楽及ひ片符入フノをロッ/ 2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ(片持小梁及び片持スラブを除く
 - 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (f) その他の鉄筋の継手及び定差は、次による。
- (1) 溶接金網の継手及び定着は、図4による。 なお、L2及びL3は表4の(注)による。



定着 (スラブの場合) 図4 溶接金網の継手及び定着

定着 (壁の場合)

(2) スパイラル筋の緋手及び定着は、図5による。

重ね継手

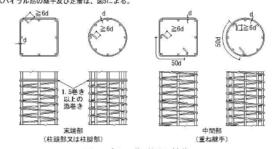


図5 スパイラル筋の継手及び定着

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表6による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

※下表は沖縄果土木建築部「構造計画・施工計画の留意事項」(平成25年4月)に準ずる。

	** **			ント比 以下		以下
	部 位		最少かぶり 厚さ(mm)	設計かぶり 厚さ(mm)	最少かぶり 厚さ (gm)	設計かぶり 厚さ(mm)
	耐力壁以外の壁又は床	屋内	20	30	30	/ 40
土に接し	耐力型以外の型叉は床	屋外	30(1)	40	40 (1)	50
ない部分	耐力壁、柱又ははり	屋内	30	40	40 /	50
	副力学、在又ははり	屋外	40(1)	50	50 (Y)	60
土に接す	壁、柱、床、はり又は 基礎の立上り部分		40*	50*	50*	10*
る部分	基礎(立ち上がり部分および クリート部分を除く)	捨てコン	60*	70*	70*	80*

- (注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は構造図による。 2. (1) モルタル塗り等の仕上げのあるもので鉄筋の耐久性上有効な仕上げが施している場合にあっては、最少かぶり厚さを10mm滅ずることができる。
- 3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含
- まない。 4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。
- 5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、構造図による。
- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。 (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。 (d) 鉄筋相互のあきは図6により、次の値のうち最大のもの以上とする。ただし、特殊な鉄筋継手の場合の
- あきは、構造図による。 (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍

構造設計一級建築士 第 9036号

(3) 隣り合う鉄筋の平均径 (呼び名の数値) の1.5倍



図6 鉄筋相互のあき

- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは (d) による。(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは (c) による。

	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	至量鉄骨造(プレハ	ブ) 事務所増築工事	I	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首	重石嶺町4丁	1404番2	図]面名称		鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	植談所		維	尺		_		
	適	要				区	面番号		S- 02		
			管理建築士	設計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,						資格者.	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印				計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築十 第 9036号						者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)

各部配筋 参考図

各部配筋参考図は、寸法の統一による設計の質の確保及び能率の向上並びに積算及び施工における業務の 日本の地のサウスは、「ハスのは、「ことのは、リスクリーとのリーニントにはよった。」 日素化を図るものとして、各部配筋を特配する際に必要な事項を参考図として示すものである。 なお、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)5章において特配することとしている各部配筋は、構造計 第等に基づき適切に特記する必要がある。

1節 基礎及び基礎梁の配筋

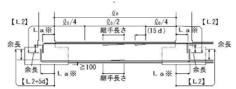
- 1.1 直接基礎の配筋 ※S-06(2)参照
- 1.2 基礎接合部の配筋 ※S-06(2)参照
- 1.3 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

【※】梁主筋の柱内定着長は、[S-06.2]による。

- (1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が 異なる場合は図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部等では折り曲げて定着する。 (2) 実筋を柱内に定着する場合は、3.1(a)(2)による。



(b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長



(注) 1. 図示のない事項は、3.1による。 ※Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

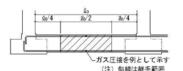
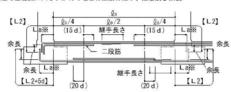
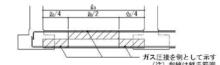


図1.5 主筋の継手、定着及び余長(その1)

(c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の総手、定着及び余長

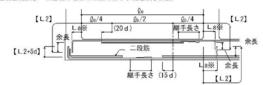




※Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図1.6 主筋の継手、定着及び余長(その2)

(d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長



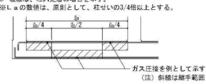


図1.7 主筋の継手、定着及び余長(その3)

1.4 基礎梁のあばら筋

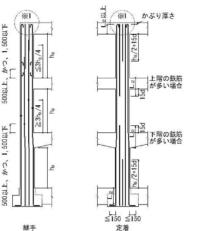
あばら筋組立の形及びフックの位置は、3.2(a)による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、 かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図1.8によることができる。



2節 柱の配筋

2. 1 柱主筋の総手、定着及び余長

- (a) 松惠項 (1) 継手の中心位置は、梁上端から500mm以上、1,500mm以下、かつ、3h₀/4 (h₀は柱の内法高さ)以下
- とする。 (2) 継手、定着及び余長は図2.1による。ただし、柱頭定着長さL2を確保できない場合は、構造図に



- (注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フック

 - を付ける。 2. 隣り合う継手の位置は、〈表3〉による。 3. 継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図2.1 柱主筋の維手、定着及び余長

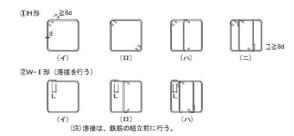
※1. 柱頭部主筋の納まりは、[S-06.3.1]および柱リストによる。

2. 2 帯筋組立の形及び割付け

- (a) 帯筋の種類及び間隔は、構造図による (b) 帯筋組立の形は図2.2により、適用は構造図による。
- (1) H形のI35° 曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。(2) 涪接する場合の涪接長さしは、両面フレア涪接の場合は56以上、片面フレア涪接の場合は10d
- 以上とする。 (3) SP形において、柱頭及び注脚の端部は、1.5巻以上の添巻きを行う。 (c) フック及び継手の位置は交互とする。

④W-Ⅲ形

③W-Ⅱ形



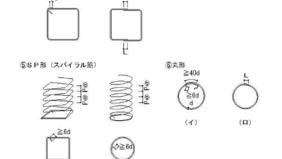
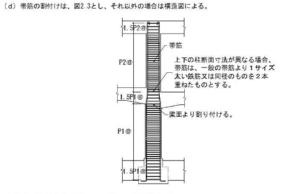


図2.2 帯筋組立の形

(D)



一級建築士 構造設計一級建築士 第

- (注) 1. 図示のない事項については、一般の場合に同じ。2. 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@又は1.5P2@とする範囲は、
- その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。 なお、PI®、P2®は、特記された帯筋の間隔を示す。

図2.3 帯筋の割付け

2. 3 柱の打増し部 ※S-06(4)参照

3節 梁の配筋

3. 1 大梁 (5.1基礎梁以外の大梁に限る) 主筋の総手、定着及び余長

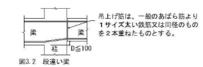
【※】梁主筋の柱内定着長は、[S-06.2]による。

- (a) 大梁主筋の総手及び定着の一般事項
- 1) 大楽土がいの経十級 ひた 帯が一般・損 (1) 業土がは、連続機で生に接する髪の主約が同数の時は、柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋 の本数が異なる場合には、図3.1のように反対側の梁に定着する。外端部や関部では折り曲げ

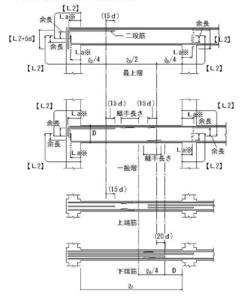


図3.1 梁主筋の梁内定着

- (2) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。 なお、定着の方法は、S-02、4 (e) (3) による。 上端筋: 曲げ降ろす。 下端筋(一般): 原則、曲げ上げる。 下端筋(ハンチ付き): 原則、曲げ上げる。
- (3) 段違い梁は、図3.2による。



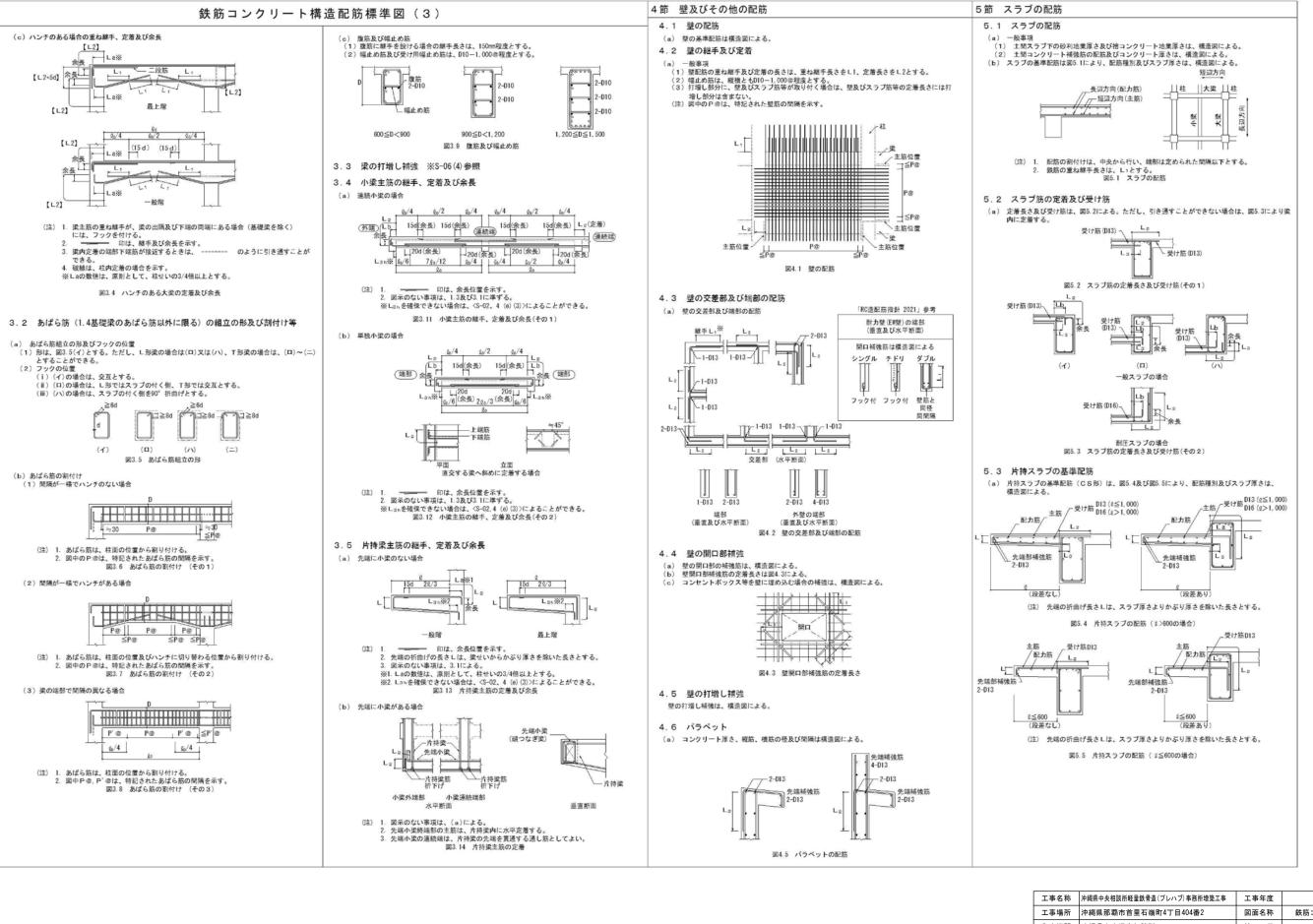
- (4) 継手中心位置は、次による。 下端筋:柱面より梁せい(D)以上離し、9/4を加えた範囲以内
- (b) ハンチのない場合の重ね総手、定着及び会長



- (注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合 (基礎梁を除く)

図3.3 大梁の重ね継手、定着及び余長

	工事	名称	沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事							工事年度 令和7年度			
	工事	場所	沖縄県那覇市首	Г目40	04番2		図面名称			鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)			
	発注	機関	沖縄県中央児童				縮	尺		_			
	適	要						図	面番号		S- 03		
			管理建築士	設 計		製図	1	en.	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一								設	資格者.	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築十 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



令和7年度 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3) 発注機関 沖縄県中央児童相談所 縮尺 適 要 図面番号 S- 04 管理建築士 設 計 製図 名 株式会社 宮平設計 有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一 資格者氏名 一級建築十 徳村 泉 一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士事務所知事登録 第144-33号 登録番号 一級建築工事務別和申亞縣 第150160号 一級建築士 大臣登録 第350160号 第 141385号 構造設計一級建築士 第 9036号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

一級建築士

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (4)

5.4 片持スラブの先端に壁が付く場合の配筋 ※S-07(10)参照

5.5 スラブの開口部の補強

- (a) スラブ開口部の補強は構造図による。(1) スラブ開口の最大径が700m以下の場合は、図5.7により、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、関角部に斜め方向に2-013(≤-21.1)シングルを上下筋の内側に
- 正的する。 (2) スラブの閉口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、閉 口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

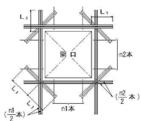


図5.7 スラブ開口部の補強配筋

5.6 出隅部及び入隅部の補強

(a) 屋根スラブの出隅及び入隅部 屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図5.8により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

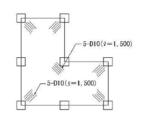


図5.8 出隅及び入隅部の補強配筋

(b) 片持スラブの出隅部 (1) 補強の配筋は構造図により、配筋方法は、図5.9による。 (2) 出隅受け部分(図5.9の斜線部分)の補強筋は構造図による。

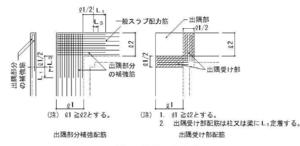


図5.9 片持スラブ出隅部の補強配筋

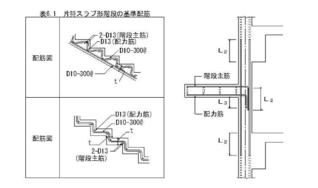
5.7 スラブの打継ぎ補強等 ※S-07(5)参照

5.8 段差のあるスラブの補強 ※S-07(8)参照

6節 階段の配筋

6.1 片持スラブ形階段の配筋

(a) 片持スラブ形階段の基準配筋は、表6.1及び図6.1により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

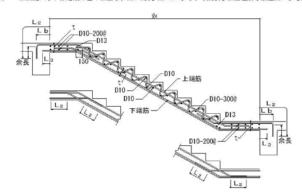


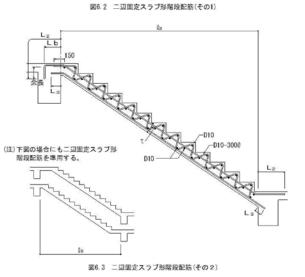
(注) 1. 片持スラブ形階段を受ける壁配筋は、構造図による。2. 階段主筋は、壁の中心線を揺えてから縦に下ろす。3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、<S-02、表4のL₀>とする。

図6.1 片持スラブ形階段配筋の定着

6.2 二辺固定スラブ形階段の基準配筋

(a) 二辺固定スラブ形階段の基準配筋は、図6.2及び図6.3により、寸法及び配筋種別は構造図による。





7節 梁貫通孔及びその他の配筋

7.1 梁貫通孔の配筋

- (1) 契責通孔補強筋の名称等は、図7.1による。 (2) 孔の程法、梁セいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。 (3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せい) の範囲

- (3) 孔の上下方向の位置は楽せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端より10/3 (Dは梁せい) の範囲には設けてはならない。
 (4) 孔は、柱面から、原則として、1.50以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
 (5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
 (6) 緩筋及び上下総約は、あばら筋の形に配筋する。
 (7) 補途的は、主筋の角化とする。また、鉄筋の定着長さは、図7.2による。
 (8) 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150m未満のもの(経微な閉口)で鉄筋を緩やかに曲げることにより閉口部を選げて配筋できる場合において標達図に特配されたものは、補強を省略することができる場合において標準図に特配されたものは、補強を省略することができる場合において標準図に特配されたものは、補強を省略することができる場合において標準図に特配されたものは、補強を

- できる。 (9) 海接金棚の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。 (10) 海接金棚の貫通礼部分には、鉄筋1-13のリング筋を取り付ける。 なお、リング筋は、海接金棚に4箇所以上海接する。 (11) 海接金棚の割付け始点は、横筋であばる筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

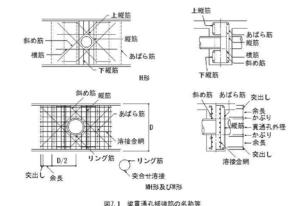




図7.2 補強筋の定着長さ

7.2 梁貫通孔の補強形式

業賞通孔の補強は、特配なき既製品によるものとし、表7.1による場合は、監理者と協議 して配筋種別を決定すること。

(a) 梁貫通孔の補強形式は表7.1により、配筋種別は構造図による。

配筋 種別	斜め筋	細筋	横筋	上下縦筋	配筋図
HI	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2	2-2-013	2-2-D13	40	40	
Н3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16	2-2-013	2-2-013	2-2-013	
H 5	4-2-D16				N. MIN. IV.
H6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
Н7	4-2-D22	1			

構造設計一級建築士 第 9036号

7. 3 コンクリートブロック帳壁との取合い

(a) 控壁の配筋

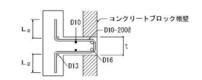


図7.3 控壁の配筋(水平、垂直とも)

(b) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強

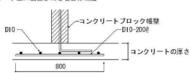
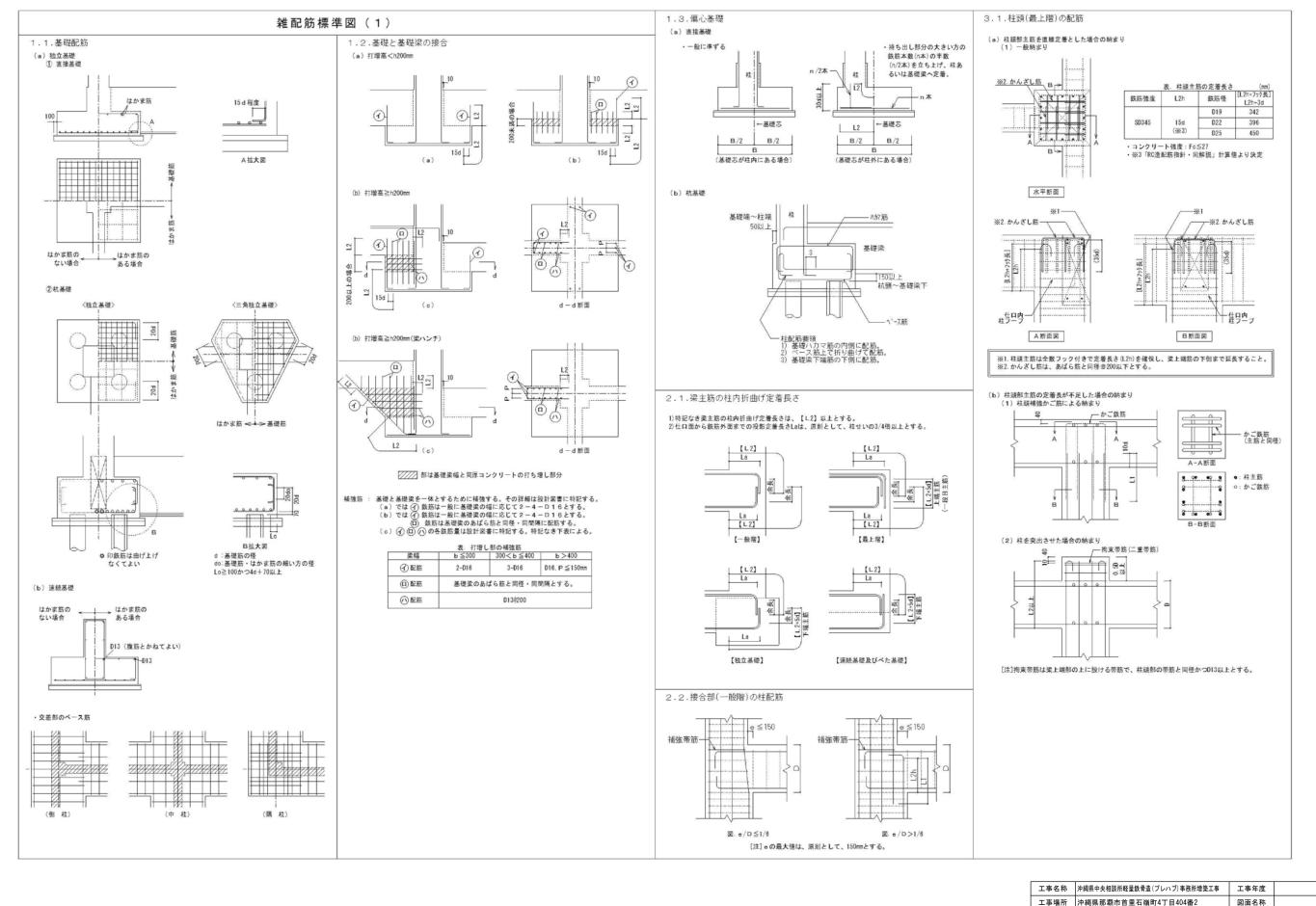


図7.4 壁付き土間コンクリートの補強配筋

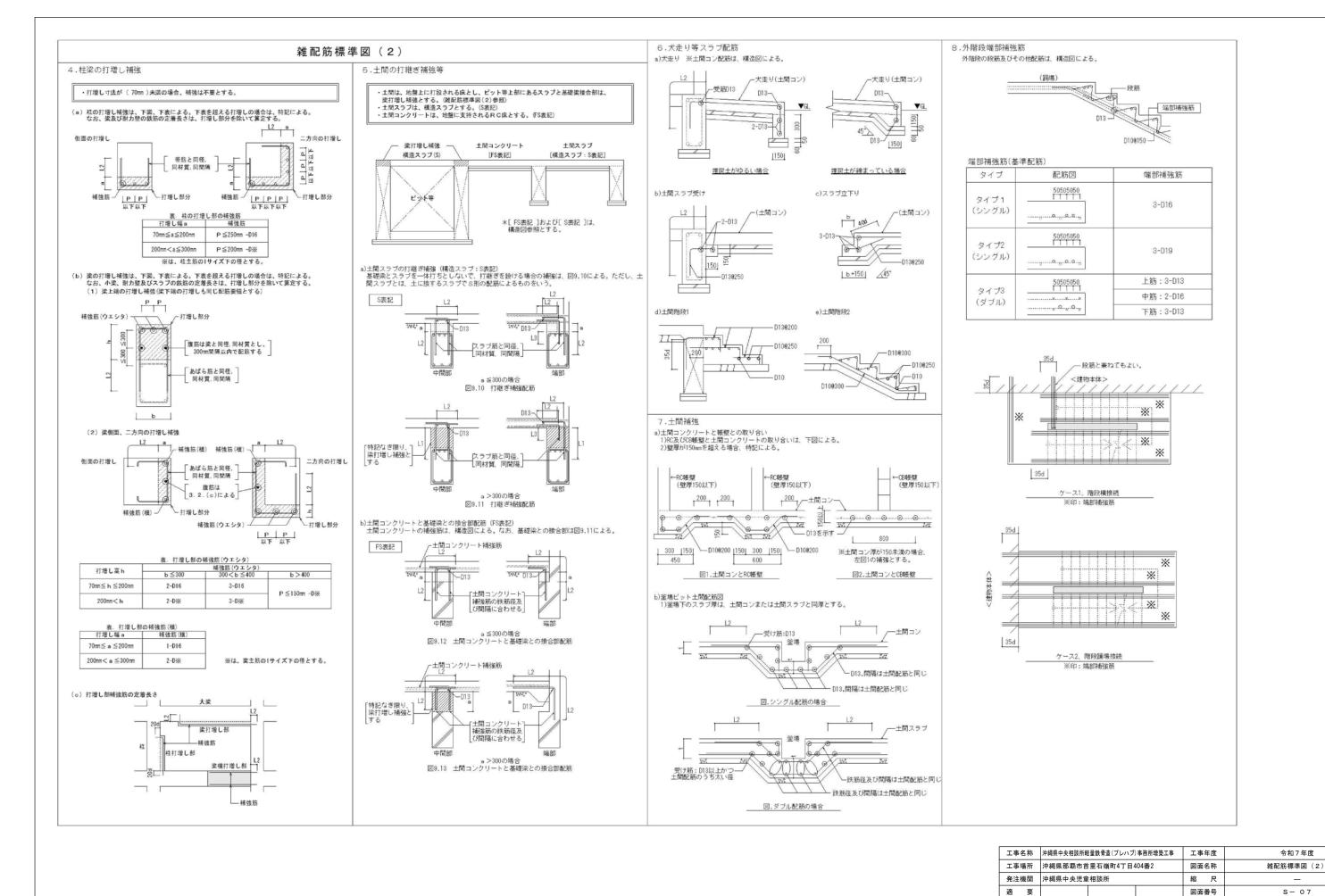
	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	圣量鉄骨造(プレ	ハブ)	事務所増築工事	I	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首	「里石嶺町4⁻	Г目4	104番2	図]面名称		鉄筋コンクリート構造配筋標準図(4)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所			維	尺		_		
	適	要					区	面番号		S- 05		
			管理建築士	設計		製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,							資格者	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印					計	登録	番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築十 第 9036号	İ						者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



雑配筋標準図(1) 発注機関 沖縄県中央児童相談所 縮尺 適 要 図面番号 S-06 設 計 製図 株式会社 宮平設計 有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一 資格者氏名 一級建築十 徳村 泉
 登録番号
 一級建築士事務所知事登録
 第144-33号 一級建築士 大臣登録

 大臣登録
 第350160号
 一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 第 141385号 構造設計一級建築士 第 9036号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

令和7年度



設 計

有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一

構造設計一級建築士 第 9036号

一級建築士

一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号

第 141385号

製図

名

資格者氏名

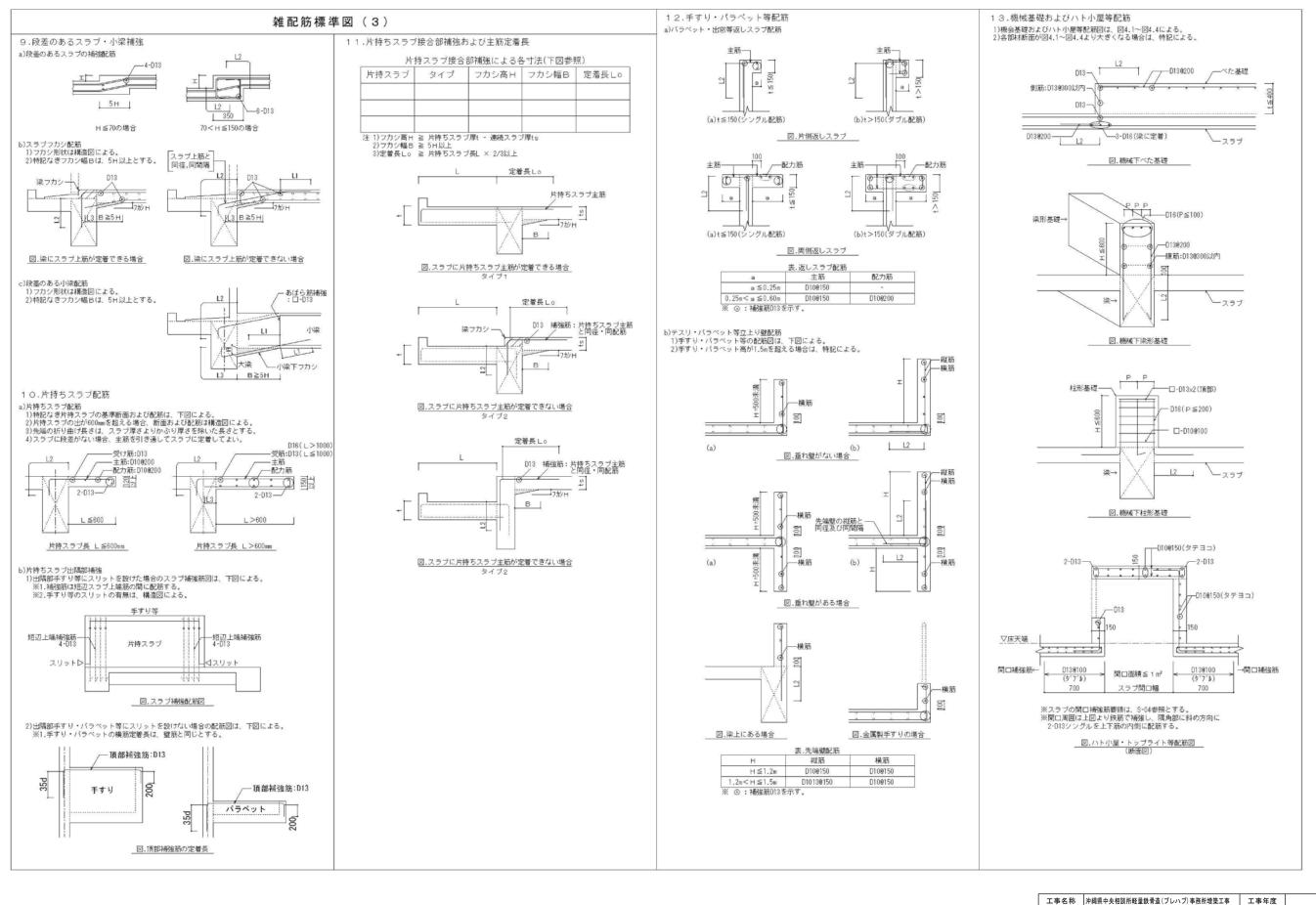
株式会社 宮平設計

一級建築十 徳村 泉

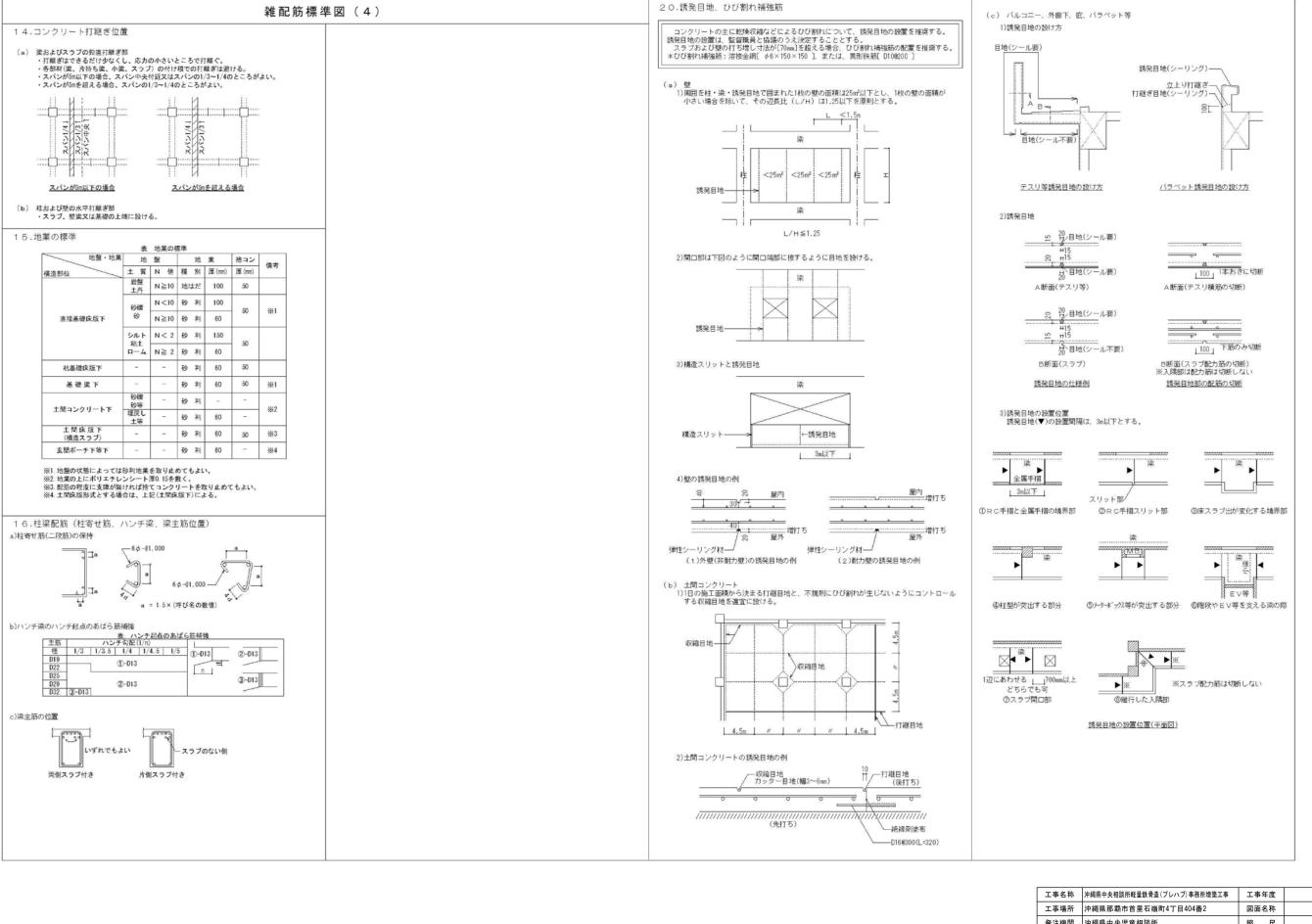
 登録番号
 一級建築士事務所知事登録
 第144-33号

 一級建築士
 大臣登録
 第350160号

所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

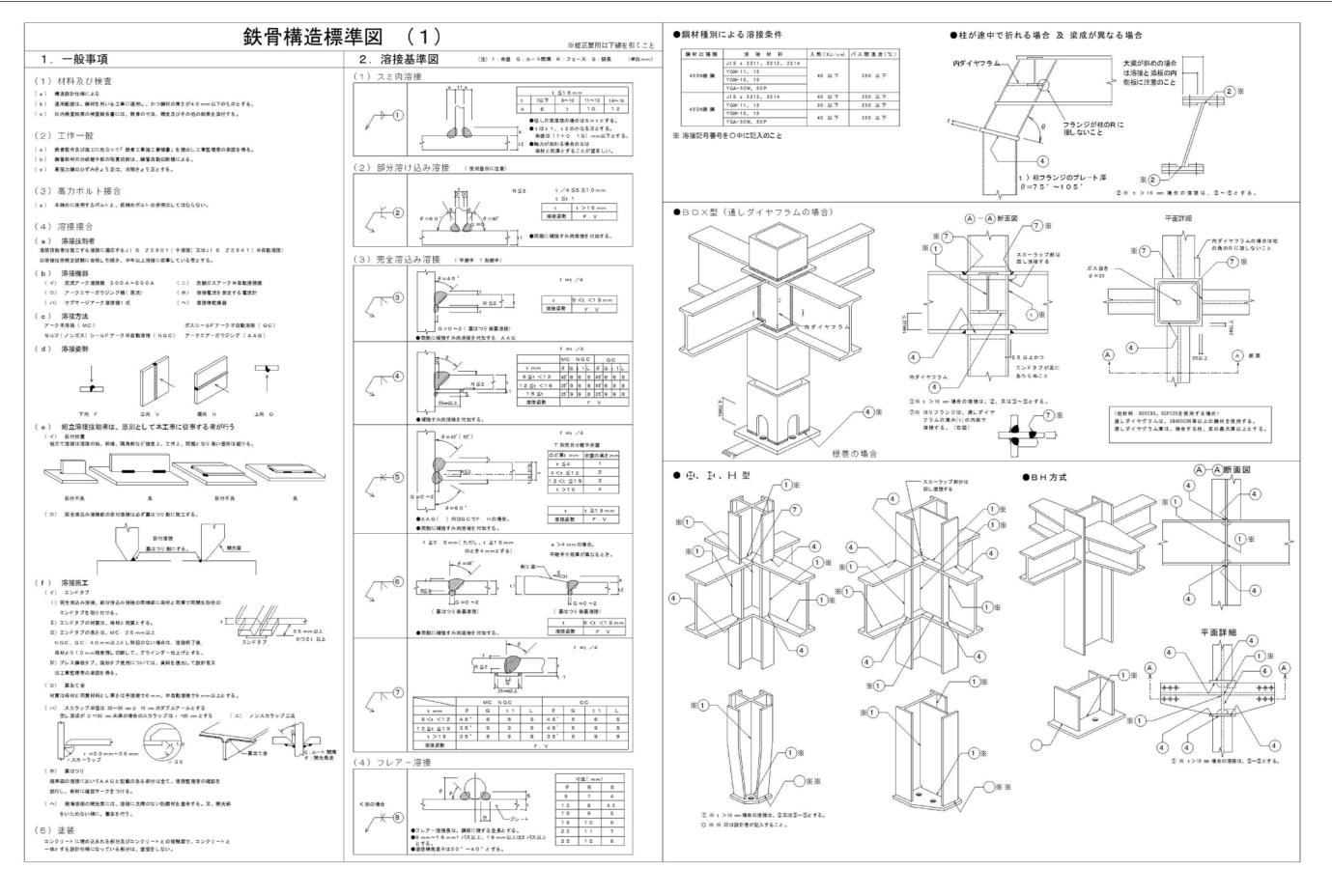


	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	圣量鉄骨造	(プレハブ)	事務所増	築工事	I	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首	町4丁目4	104番2		図	図面名称 雑配筋標準図(3)					
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺		_		
	適	要						図	面番号		S - 08		
			管理建築士	設	計	製	図	en.	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,							設	資格者日	七名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計士	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計—級建築十 第 9036号	ı							者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

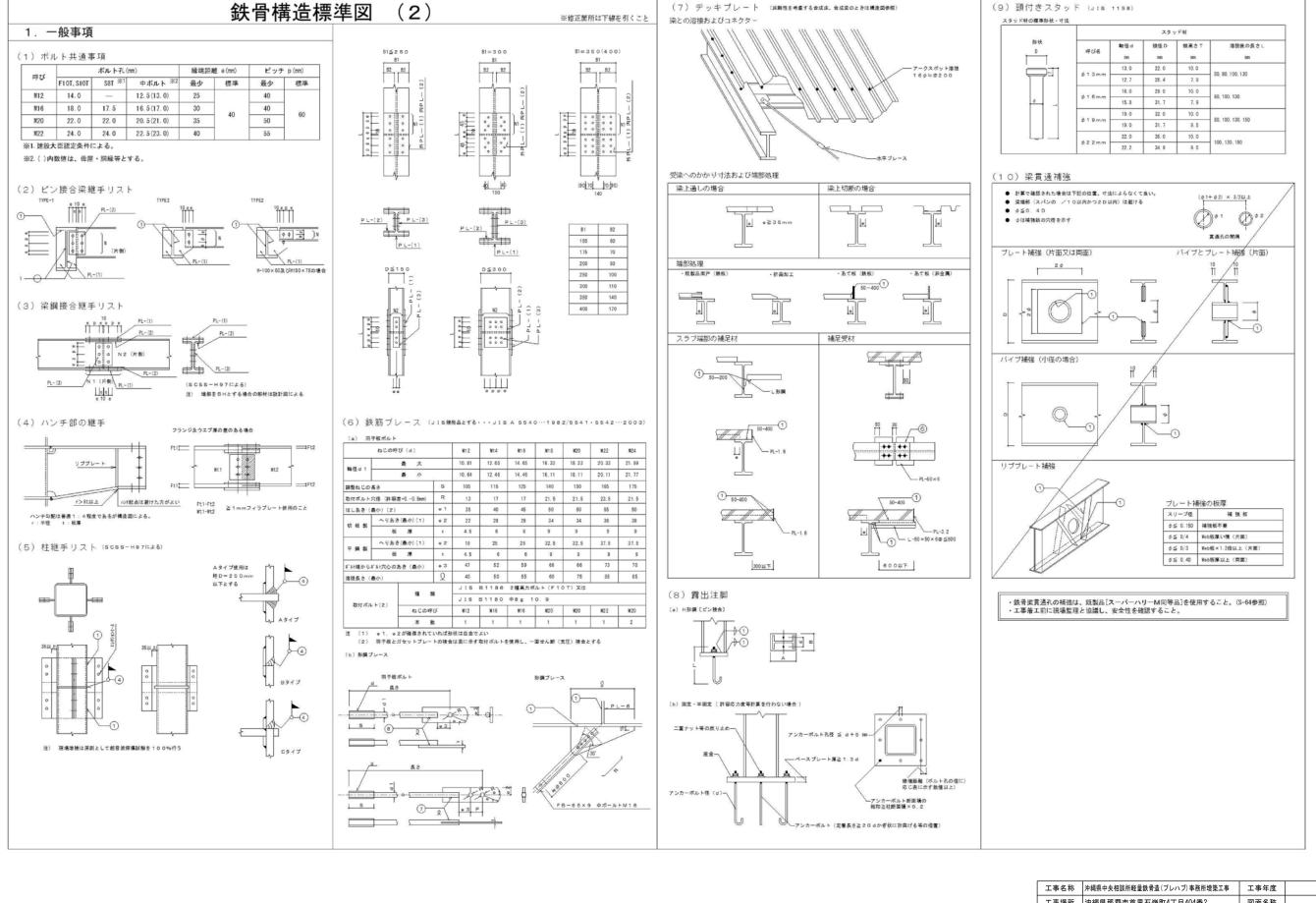


						_				
	工事	場所	沖縄県那覇市首	「里石嶺町4丁目·	404番2	図	面名称	雑配筋標準図(4)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所		縮	一尺	_		
	適	要				図	面番号	S - 09		
			管理建築士	設計	製図	設	名	称 株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,						資格者氏	名 一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印				計	登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号						者	所 在	地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

令和7年度



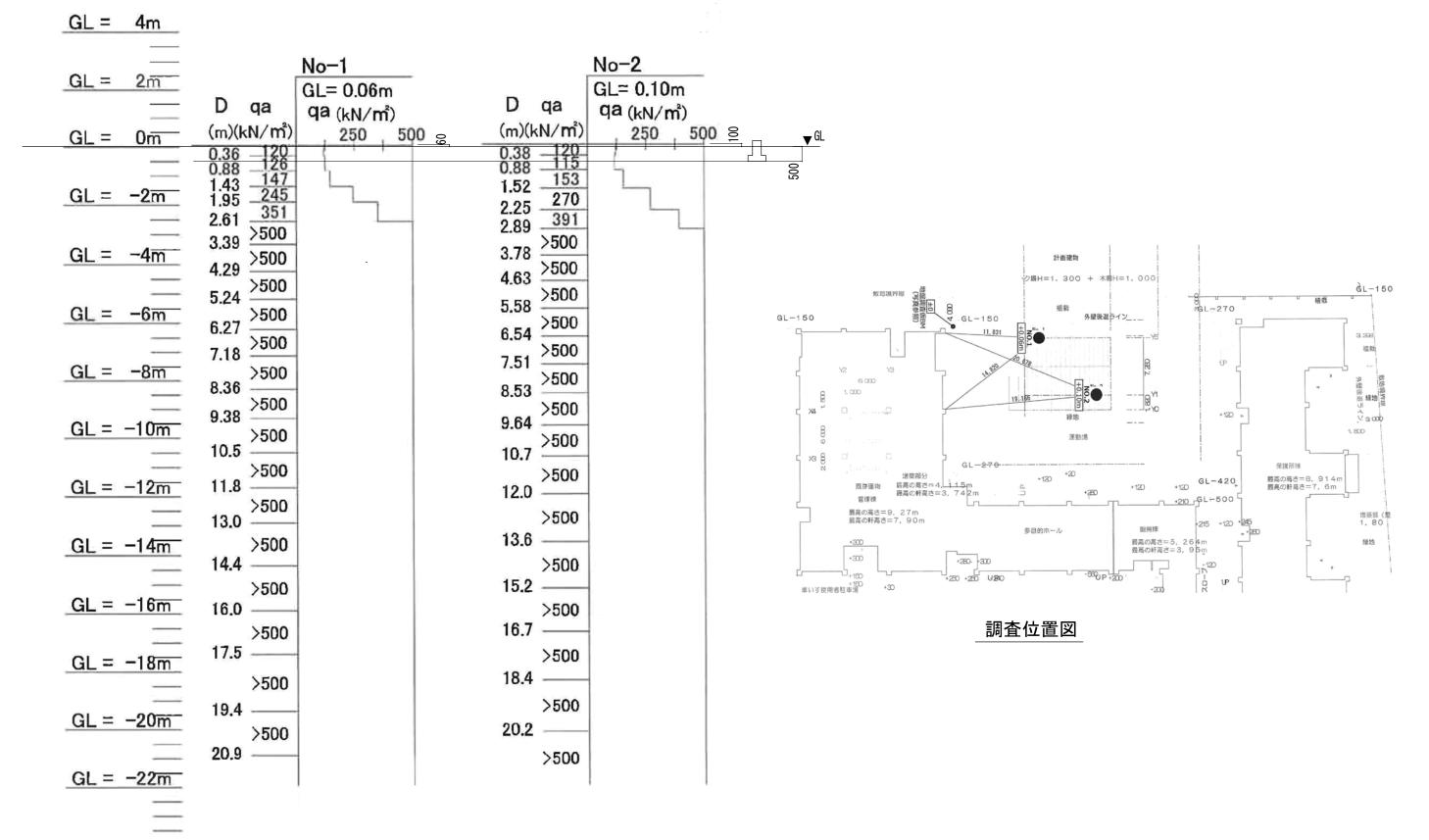
	工事	名称	称 沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事								令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首	町4丁目4	104番2		図面名称 鉄骨構造標準図			鉄骨構造標準図 (1)			
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺		_		
	適	要						図	面番号		S- 10		
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,								資格者氏	名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号	İ							者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



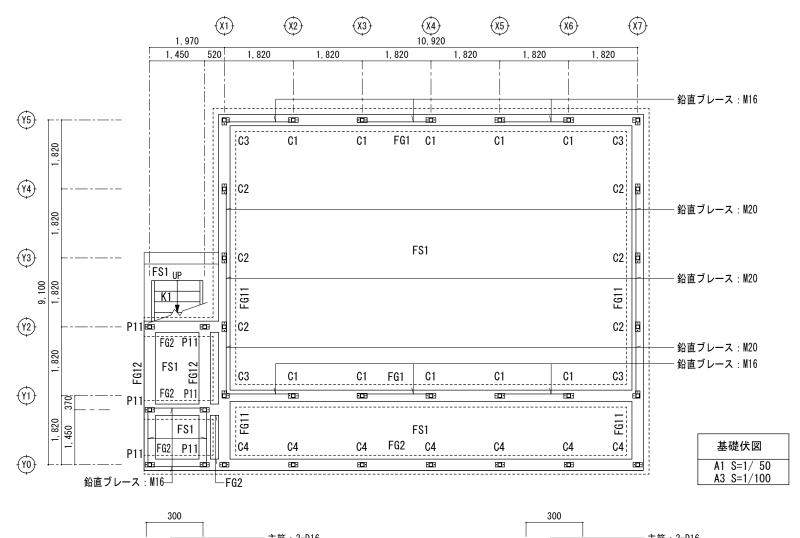
工事場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2 図面名称 鉄骨構造標準図 (2) 発注機関 沖縄県中央児童相談所 縮尺 適 要 図面番号 S- 11 設 計 製図 名 株式会社 宮平設計 有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一 資格者氏名 一級建築十 徳村 泉 一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号 者 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号 構造設計一級建築士 第 9036号

令和7年度

表面波探査 【許容支持力換算 グラフ】



	工事	名称	沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事					エ	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					図	面名称		地質調査結果		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺		_		
	適	要					図	面番号	S - 12				
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者日	名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計者	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号								白	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

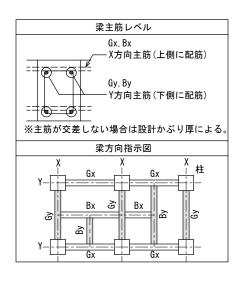


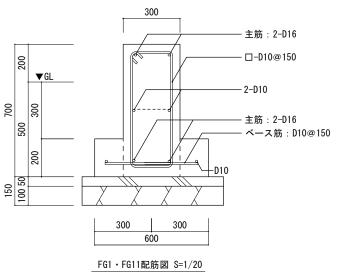
基礎仕様

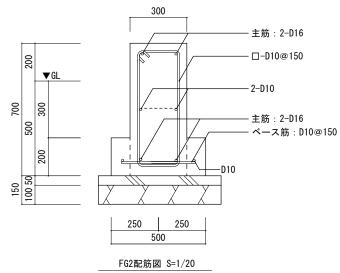
- 直接基礎 (布基礎)
- •長期許容支持力: Lqa = 100 kN/m²
- S-12 地盤調査結果を参照

特記なき限り下記による

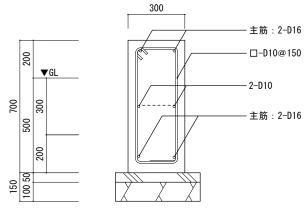
- 1) 柱は下階からの通し柱とする。
- 2) 基礎下端レベルはGL-500とする。







構造設計一級建築士 第 9036号

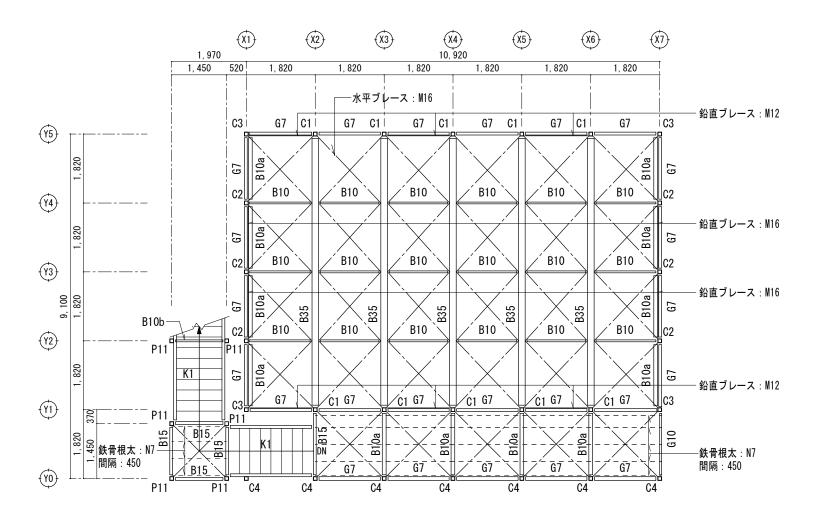


FG12配筋図 S=1/20

スラブ	リスト

符号	スラブ厚		スラブ配筋		備考
付与	人フノ序	配筋	短辺方向	長辺方向	1
FS1	120	ワイヤメッシュ	3. 2 φ x150x150		 地業:敷砂利厚さ100

	工事	名称	沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事					I	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2						面名称		基礎伏図・基礎リスト・スラブリスト		
	発注	機関	沖縄県中央児童相談所						尺		1/100		
	適	要						図	面番号		S- 13		
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者.	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計士	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築十 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



特記なき限り下記による

1) 柱は下階からの通し柱とする。

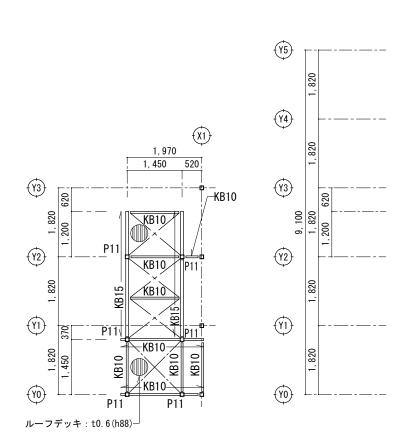
3) 室内床は木床としS-20を参照

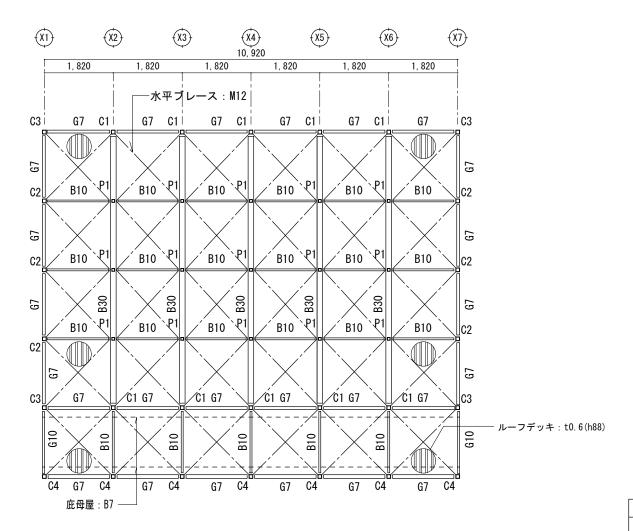
2) 鉄骨梁天端 = 2FL-192

2 階梁伏図 A1 S=1/ 50 A3 S=1/100

構造設計一級建築士

	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	(プレハブ	事務所増築工事	I	事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					面名称		2階梁伏図	
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所			維	i 尺		1/100	
	適	要					区	面番号		S- 14	
			管理建築士	設	計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計	
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,						1	資格者氏	名	一級建築士 徳村 泉	
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印					計者	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号	
構造設計一級建築士 第 9036号							18	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号	





特記なき限り下記による

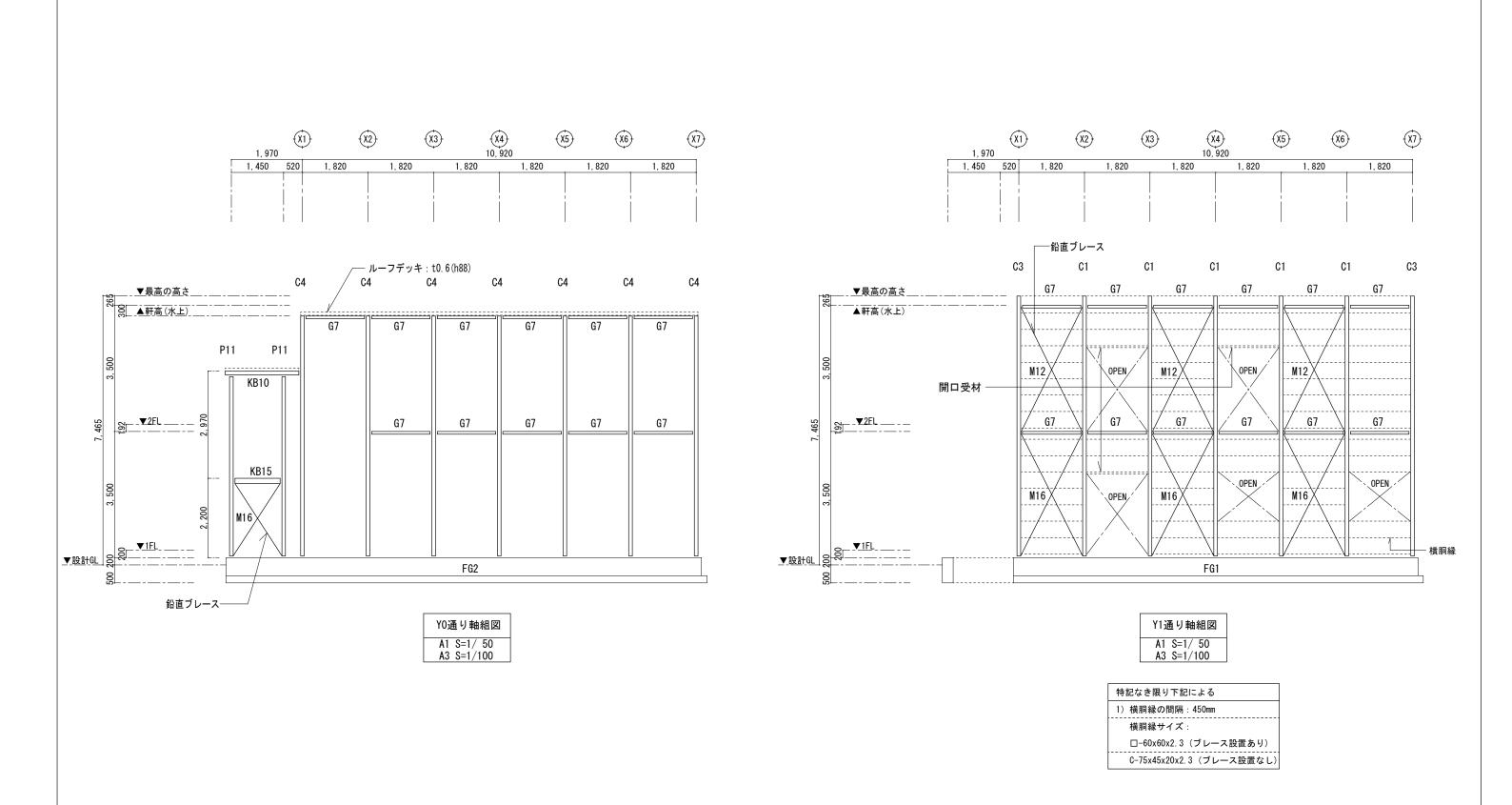
1) 柱は下階からの通し柱とする。

2) 屋根勾配は軸組図を参照とする。

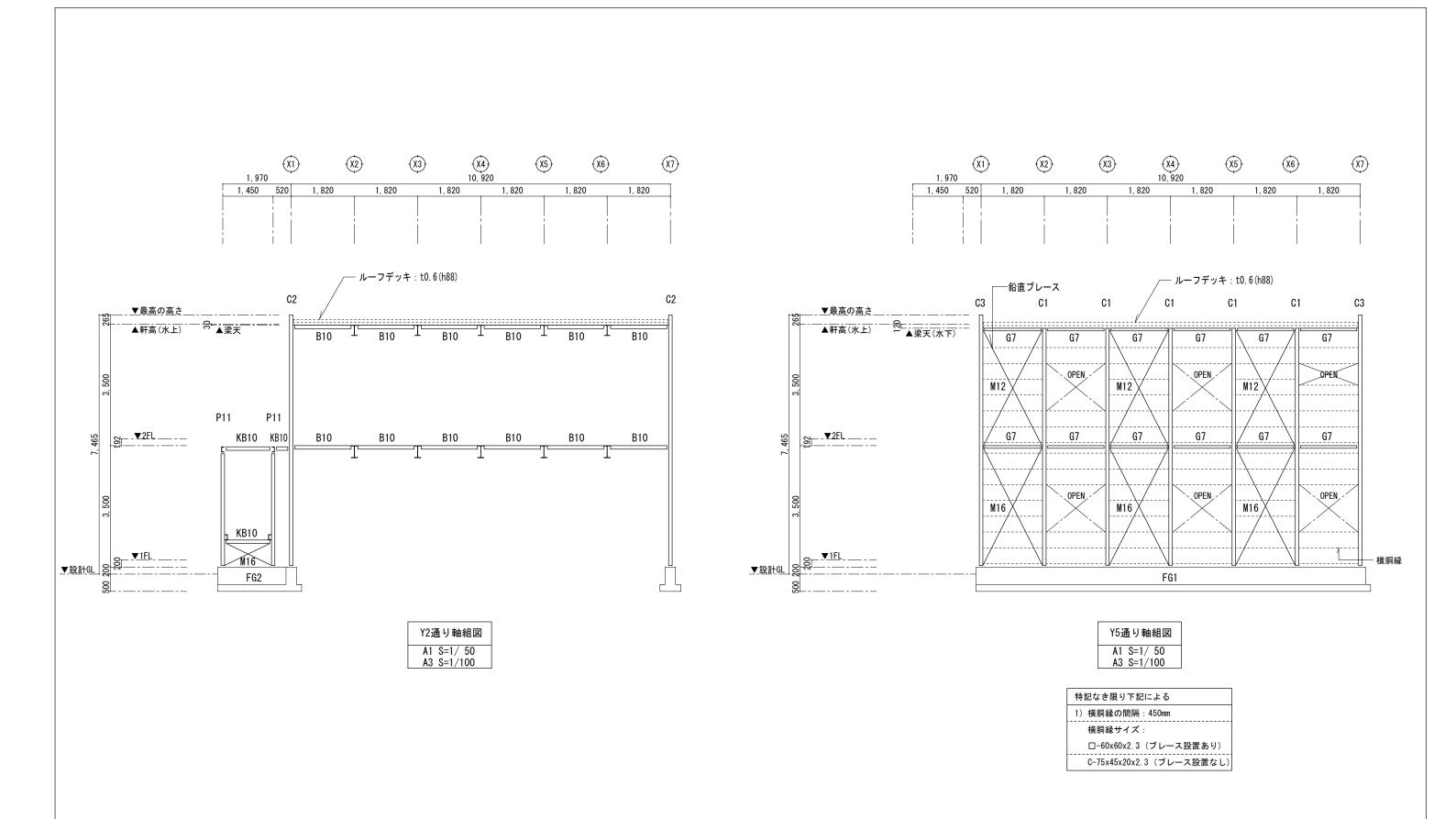
階段屋根伏図 A1 S=1/ 50 A3 S=1/100

屋根伏図 A1 S=1/ 50 A3 S=1/100

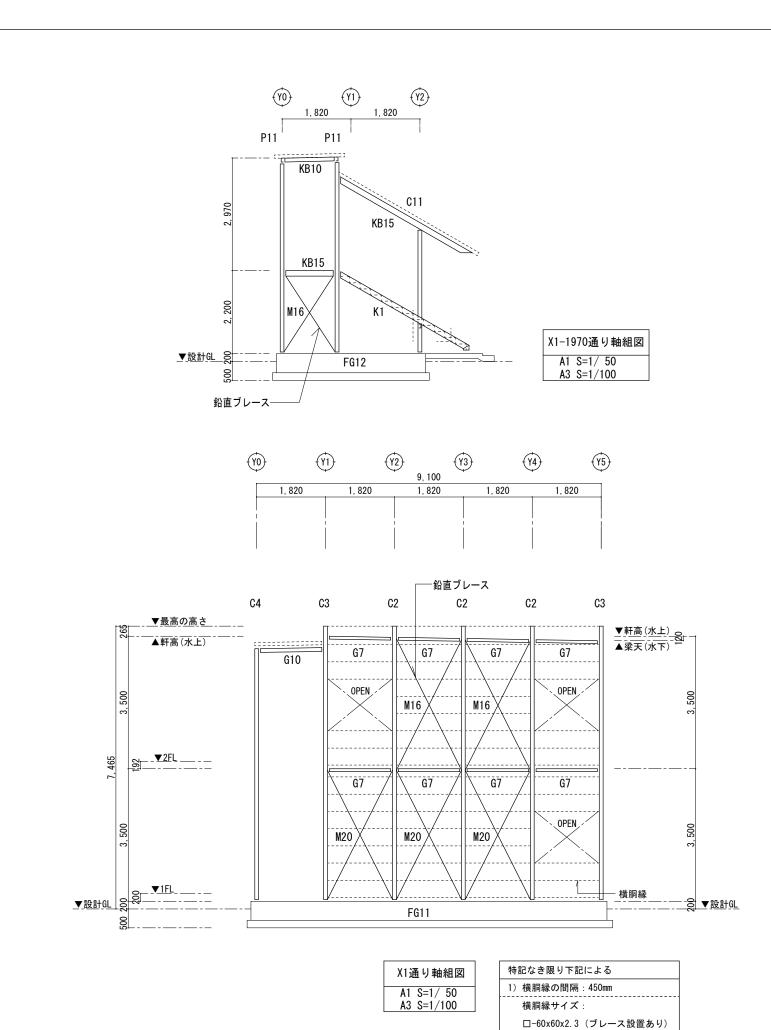
	工事	名称	沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事						事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					図	面名称		屋根(上側)伏図		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺	1/100			
	適	要						図	面番号		S- 15		
			管理建築士	設	計	製図		設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者」	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	(プレハブ)	事務所増築工事	I	事年度		令和7年度			
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					面名称		軸組図(1)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所			維	八		1/100		
	適	要					区	面番号		S- 16		
			管理建築士	設	計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一								資格者	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印					計	登録	番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号							者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		

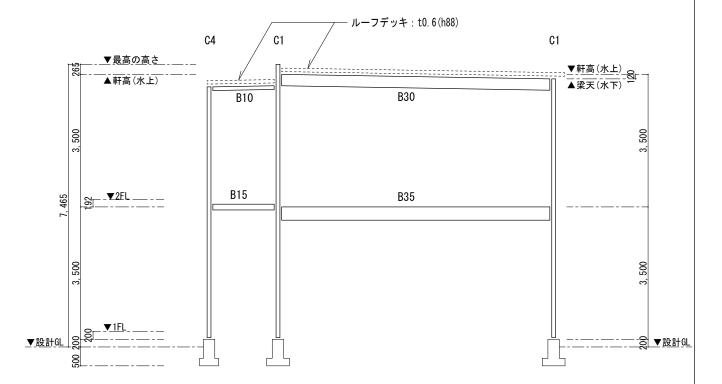


	工事	名称	沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事						事年度		令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2						面名称		軸組図(2)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺		1/100		
	適	要						図	面番号		S - 17		
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者氏	名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



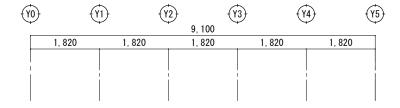
C-75x45x20x2.3(ブレース設置なし)

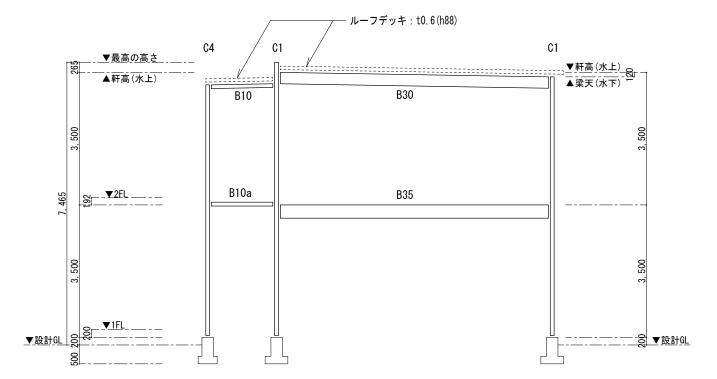
(Y	()	(Y1)		<u>(Y2)</u>	9, 100	(Y3)	+	<u>(Y4)</u>	<u>(Y5)</u>
	1, 820		1, 820		1, 820		1, 820	1, 820	
	I	- !				ļ			- }
		i		ĺ		j		İ	



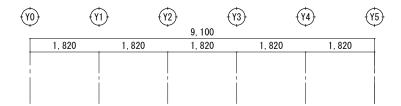
X2通り軸組図 A1 S=1/50 A3 S=1/100

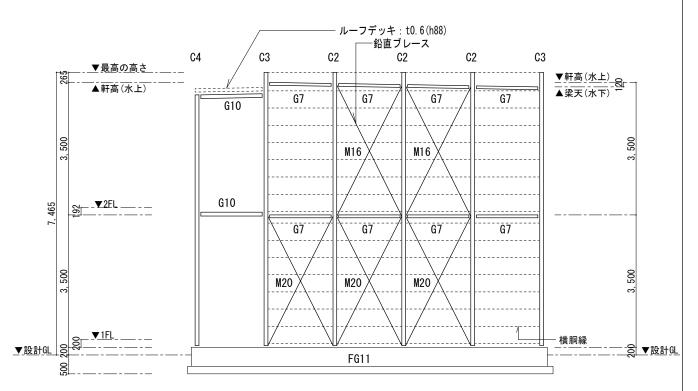
	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	圣量鉄骨造(プレハフ	力) 事務所増築工事	工事年度			令和7年度		
	工事	場所	沖縄県那覇市首	有里石嶺町4丁目	404番2	区	l面名称		軸組図(3)		
	発注	機関	沖縄県中央児童	直相談所		縮	八		1/100		
	適	要				区	面番号		S- 18		
			管理建築士	設 計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,						資格者」	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印				計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
横告設計一級建築士 第 9036号						者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		





X3通り軸組図 A1 S=1/50 A3 S=1/100





X7通り軸組図 A1 S=1/ 50 A3 S=1/100

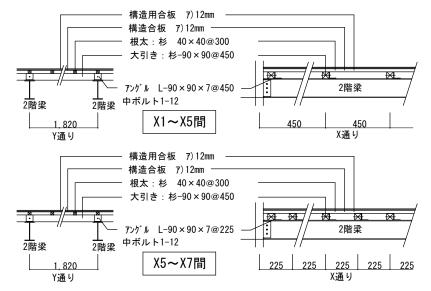
特記なき限り下記による
1) 横胴縁の間隔:450mm
横胴縁サイズ:
□-60x60x2.3 (ブレース設置あり)
C-75x45x20x2 3 (ブレース設置なし)

	工事	名称	沖縄県中央相談所輸	量鉄骨造	(プレハブ) 事務所増	築工事	I	事年度		令和7年度
	工事	場所	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					図	面名称		軸組図(4)
	発注	機関	沖縄県中央児童	相談所				縮	尺		1/100
	適	要						図	面番号		S- 19
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計
限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者	氏名	一級建築士 徳村 泉
-級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 -級建築士 第 141385号	検	印						計士	登録	番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
请造設計一級建築士 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

柱・柱脚リス	k S=1/20	ベースプレート(BPL)	: SS400			
	1 0-1/20	アンカーボルト(A. BOL	T): SS400 , 溶融亜氫	沿メッキ , L型ダブル	ナット締め	
符号	C1	C2	P4	P11		
♦ - ♦ -	260 40 180 40 07 9 9 • • •	09 08 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09	190 60 60 70 02 02 02 02 02 03 03 03 03 03 03 03 03 03 03 03 03 03	260 40 180 40 0 2 9	260 40 180 40 000 000 000	
	(柱脚部)	(柱脚部)	(柱脚部)	(柱脚部)	(柱脚部)	
主材	□-100x100x4. 5	□-100x100x4. 5	□-100x100x4. 5	□-100x100x4. 5	□-100x100x6	
BPL	BPL-260x120x22	BPL-120x260x22	BPL-190x190x22	BPL-260x120x22	BPL-260x120x22	
A. BOLT	2-M20, L=400(定着)	2-M20, L=400(定着)	2-M20, L=400(定着)	2-M16, L=350(定着)	2-M16, L=350(定着)	
備考	通し柱	通し柱	通し柱	通し柱	通し柱	

共通事項 ※特記なき下記による。
_・外部露出する部材およびボルトは、亜鉛溶融メッキ塗装とする。
・部材は、ボルト接合(ピン接合)とする。
鉄骨材質 ※特記なき限り下記による。
1)リップ溝形鋼(C):SSC400

鉄骨材質 ※特記なき限り下記による。
1)リップ溝形鋼(C):SSC400
2) 角形鋼管(□): STKR400
3) H形鋼: SS400
4) ブレース: SS400
5) プレート: SS400



2階室内床の詳細図 S=1/20

梁接合リスト表

・梁鋼種 : SS400, SSC400

・ボルト : 特記なき 中ボルト

			・ホルト: 特記なき 中ホルト								
				ウェブ							
採用	符号	断面寸法	径D	ボノ	レト	GPL					
			mW×nW	P (mm)	厚(mm)						
•	G10	[-100x50x5x7. 5	M16 (F8T)	2×1	_	6					
•	G7	□-75x75x2. 3	M12 (F10T)	1 × 2		6					
•	B35 ※1	H-350 × 175 × 7 × 11	M16 (F10T)	4×1	60	9					
•	B30 ※1	$H-300 \times 150 \times 6.5 \times 9$	M16 (F10T)	3×1	60	9					
•	B15	[-150x75x6.5x10	M12	2×1	_	6					
•	B10	C-100x50x20x3. 2	M12	1 × 2		4. 5					
•	B10a	2C-100x50x20x3. 2	M12	1 × 2	_	6					
•	B7(庇母屋)	2C-75x45x15x2. 3	M12	1×1	_	3					
•	N7(根太)	C-75x45x15x2. 3	M12	1×1	_	3					
•	KB15	[-150x75x6.5x10	M16 (F8T)	2×1	_	9					
•	KB10	[-100x50x5x7. 5	M16 (F8T)	1 × 2	_	6					
•	K1(ササラ桁)	[-150x75x6.5x10	M16 (F8T)	2×1	_	9					
•	P1	□-75x75x2. 3	M12	2×1	_	6					
•	横胴縁 ※2	□-60x60x2. 3	M12	1×1	_	3					
•	横胴縁 ※2	C-75x45x15x2. 3	M12	1×1	_	3					
•	開口受材※2	2C-75x45x15x2. 3	M12	1×1	_	4. 5					

備考

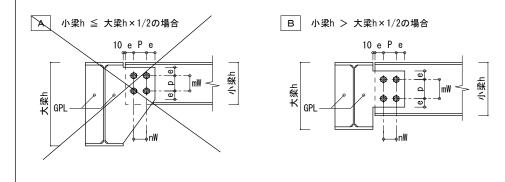
- ・※1. H形鋼梁納まり詳細図:S-22参照
- ・※2. 耐風梁は、横使いとする。
- ・中ボルト締めは、JIS B1251に適合するばね座金(スプリングワッシャー)を使用すること。

※1. 建設大臣認定条件による。 ボルト共通事項 ※2.()内数値は、母屋・胴縁等とする。

・ボルト孔、縁端距離、ピッチ

呼び		ボルト孔	(mm)	縁端距離	雅 e(mm)	ピッチ p(mm)		
中の	F10T, S10T	F10T, S10T S8T ^{※1} 中ボルト ^{※2} 最少 :		標準	最少	標準		
M12	14. 0	_	12.5(13.0)	25		40		
M16	18. 0	17. 5	16. 5 (17. 0)	30	40	40	60	
M20	22. 0	22. 0	20. 5 (21. 0)	35	40	50	00	
M22	24. 0	24. 0	22. 5 (23. 0)	40		55		

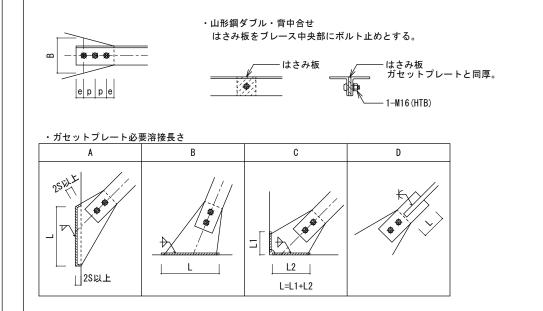
梁接合標準図(ピン接合)



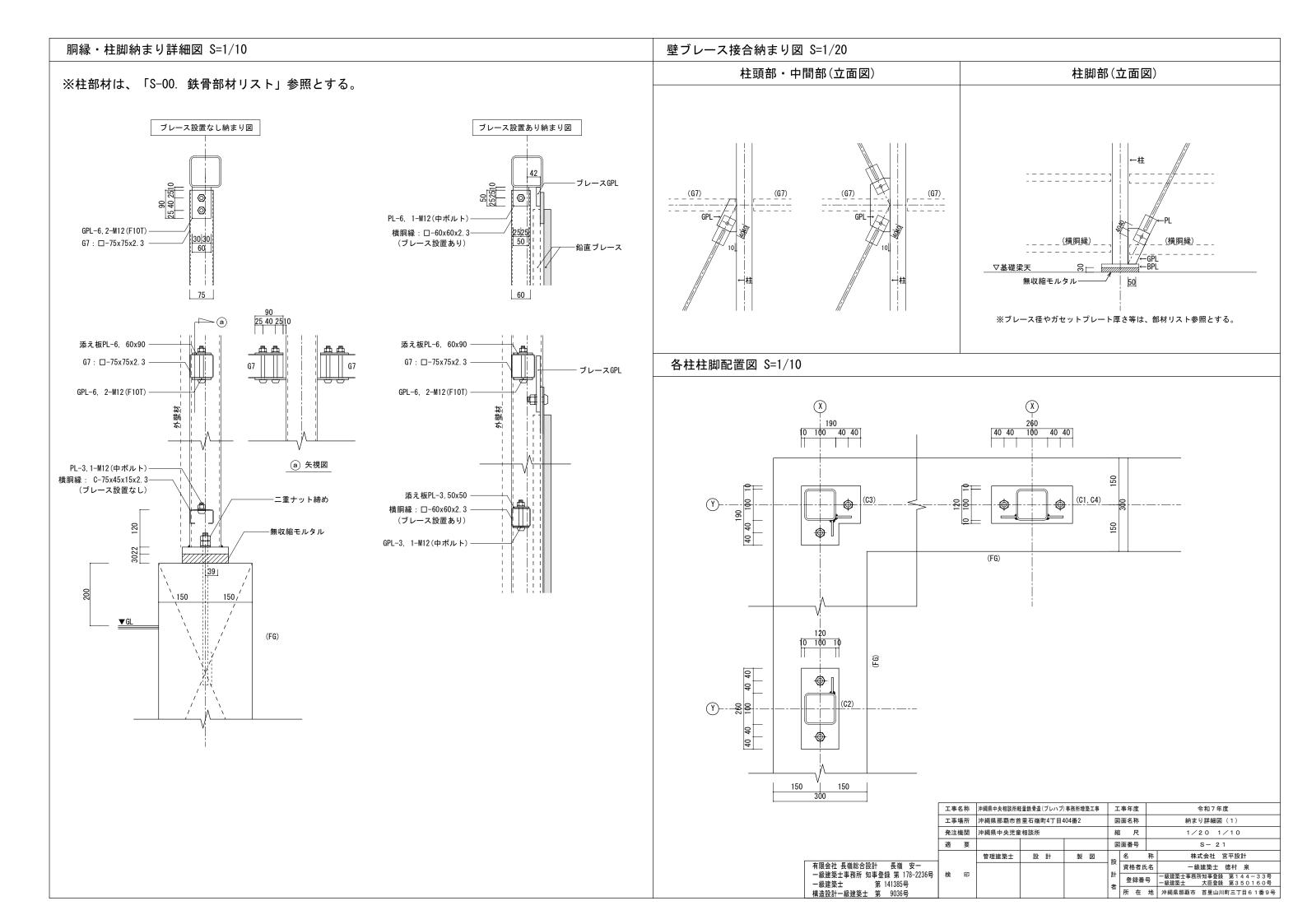
- i	ノース「	11 7 L	•鋼種 : SS400									
	<i></i>	ソヘト	・ボルト : HTB-F10T, S10T (階段部:F8T)									
採用	符号	断面寸法	本数-径D	GPL (mm)	y.	必要溶接:	羽子板(mm)					
休用	া পি স্	別回り法	本数-1至0	厚t×幅B	A	В	С	D	厚t×幅B			
•	M12	M12 (ターンバックル付)	1-M12	6× 60	60	42	54	40	FB-4. 5 × 60			
•	M16	M16 (ターンバックル付)	1-M16	9× 70	80	56	72	55	FB- 6×60			
•	M20	M20 (ターンバックル付)	1-M20	9× 80	97	65	81	75	FB- 9×70			

ブレース接合標準図(保有耐力接合)

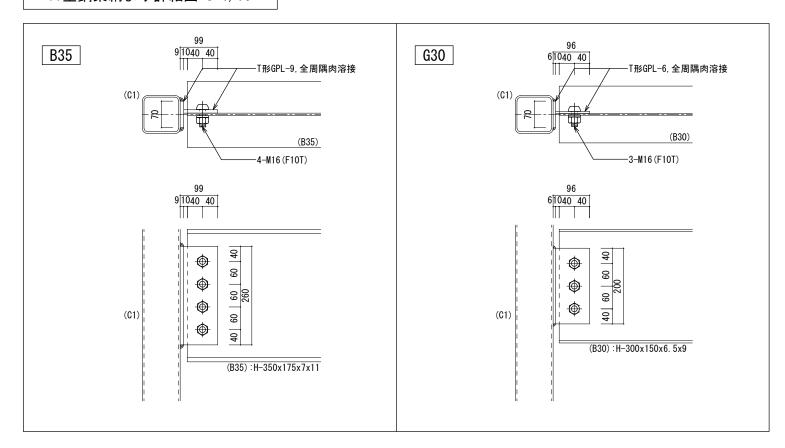
構造設計一



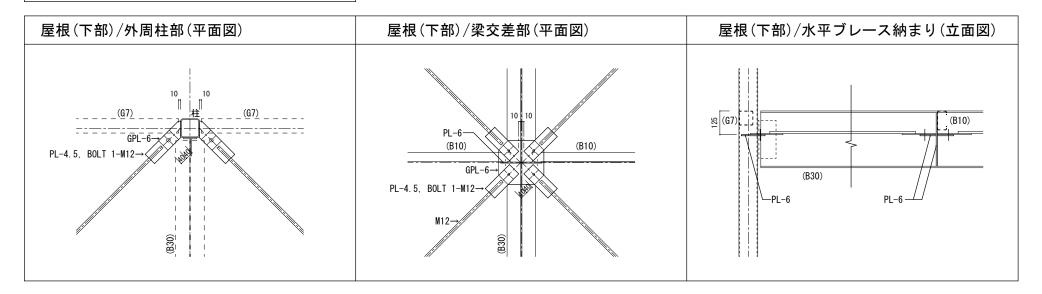
			沖縄県中央相談所輸	プレハブ	事務所増築工事	工事年度			令和7年度			
			沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2					面名称		鉄骨部材リスト		
	発注	機関	沖縄県中央児童相談所					尺		1/20		
	適	要					図	図面番号		S- 20		
			管理建築士	設	計	製図	設	名	称	株式会社 宮平設計		
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一	١.,							資格者氏	氏名	一級建築士 徳村 泉		
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印					計	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号		
構造設計一級建築士 第 9036号							者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号		



H型鋼梁納まり詳細図 S=1/10



水平ブレース接合納まり図 S=1/20



	工事名和			工事名称 沖縄県中央相談所軽量鉄骨造(プレハブ)事務所増築工事						I	事年度		令和7年度		
	工事場所		沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404番2				図	面名称		納まり詳細図(2)					
	発注	機関	沖縄県中央児童	童相談所				縮尺			1/20 1/10				
	適	要						図	図面番号		S- 22				
			管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社 宮平設計				
有限会社 長嶺総合設計 長嶺 安一									資格者.	氏名	一級建築士 徳村 泉				
一級建築士事務所 知事登録 第 178-2236号 一級建築士 第 141385号	検	印						計士	登録番	号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号				
構造設計一級建築士 第 9036号								者	所 在	地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号				